

＜勤務条件＞女性相談支援員(パートタイム会計年度任用職員)

募集職種	女性相談支援員(パートタイム会計年度任用職員)
任用区分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき任用される非常勤職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
勤務時間	午前8時30分から午後3時00分(休憩時間 正午から午後1時) ※業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週5日(月曜日から金曜日)勤務
勤務場所	こども家庭課(内郷高坂町四方木田191番地)
休日	週休日:土曜日及び日曜日 休日:国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
給与	日額 8,470円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇は採用後20日を付与します。 夏季休暇などの特別休暇あり
社会保険	加入となります。 (健康保険及び厚生年金保険)
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 地方公務員法の適用 服務にあたり、地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。 (3) 懲戒処分 地方公務員法第29条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分を受けます。 (4) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。 (5) 任用期間の勤務実績に基づく能力の実証などにより、翌年度以降に再度の任用を行う場合があります。